

災害時における岡山地方気象台職員の岡山県への派遣に関する覚書

岡山地方気象台（以下「甲」という。）と岡山県（以下「乙」という。）は乙の行う防災活動を支援するために、岡山県地域防災計画に基づき、甲の職員を乙へ派遣することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書による甲の職員の派遣（以下「職員の派遣」という。）は、乙の防災活動に資するために気象、地象及び水象に関する解説（以下「気象等の解説」という。）を必要とする場合に、乙の要請に基づき、甲乙相互の協力の下、乙の防災活動を支援するために甲が自らの業務として実施するものである。

（派遣の要請）

第2条 乙は、特別警戒体制又は非常体制を執った場合、必要に応じ甲に職員の派遣を要請することができる。

（職員の派遣）

第3条 甲は、乙から前条の職員の派遣の要請があった場合、業務に支障ない範囲で職員の派遣を行うものとする。

（派遣職員の責務）

第4条 甲は、この覚書による職員の派遣を、甲の業務の一環として行うものとする。

（機材の提供）

第5条 乙は、甲から派遣された職員が、乙の施設内において業務を遂行するために必要となる場所、機材等を提供する。

（その他）

第6条 この覚書に定めるもののほか、覚書の実施に必要な事項は、甲、乙協議して別に定める。

附則

- 1 この覚書は、平成16年3月25日から適用する。
- 2 この覚書は、2通作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成16年3月25日

甲 岡山地方気象台

台 長

坂 田 俊 夫



乙 岡山県

岡山県知事

石 井 正 弘

